

地域支援事業マップ



① 介護支援分野

問12～14で頻出

1 介護予防・日常生活支援総合事業



①-1 介護予防・生活支援サービス事業

対象：要支援1・2／基本チェックリスト該当者
(事業対象者)

①-2 一般介護予防事業

対象：主に第1号被保険者全体

チェックリスト該当なら

要介護認定なしで

利用可



訪問型・通所型サービス



見守り・配食



通いの場

など

総合事業は“入口”！認定を待たずに支援を開始できる

3 任意事業



介護給付等費用適正化



家族介護支援



その他の事業

任意＝必須ではない
地域の実情・必要性に
応じて市町村が実施

**地域ごとの
オプション事業**

地域支援事業

介護保険制度の中にある
ただし 保険給付ではない
実施主体：市町村

Q. サービス費はどうまかなう？



A. 市町村の一般財源(税金)で
まかなわれるため、国や都道府県の
補助も活用される。

地域支援事業の財源構成

事業区分	第1号 保険料	第2号 保険料	公費
介護予防・日常生活 支援総合事業	23%	27%	50%
包括的支援事業・ 任意事業	23%	なし	77%

※割合は国の標準的な仕組み(市町村により異なる場合あり)

2 包括的支援事業



地域包括支援センターの運営



総合相談支援



権利擁護



包括的・継続的ケアマネジメント支援



在宅医療・介護連携推進



生活支援体制整備



認知症総合支援



地域ケア会議推進

など

ポイント：対象は利用者本人だけではない



家族・医療・介護・ケアマネ・地域など、
本人を支える周囲も対象

なぜ、第2号保険料を
「包括的支援事業・任意事業」に
使わないの？



総合事業は「給付に近い」から
第1号＋第2号で負担

要支援者等への訪問・通所サービスなど、
介護サービスに近い事業のため、
第2号保険料も財源に含まれる。

包括・任意は「地域づくり」だから
公費＋第1号で負担

高齢者を支える地域の仕組みづくりが中心。
第2号被保険者との直接的な関係が
薄いため、公費を厚くしている。

事業の性格に応じて、負担者を分けている